

千葉県福祉サービス第三者評価 自己評価票  
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社ケアシステムズ
所在地	東京都千代田区麹町1-5-4-712
評価実施期間	2021年 6月10日～ 2022年 3月11日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	ポピンズナーサリースクール新浦安		
(フリガナ)	ポピンズナーサリースクール シンウラヤス		
所在地	〒2790012 千葉県浦安市入船 新浦安駅前プラザマーレ4階・5階・6階		
交通手段	京葉線 新浦安駅下車 徒歩2分		
電 話	047-304-2101	FAX	047-304-2106
ホームページ	<a href="https://www.poppins.co.jp">https://www.poppins.co.jp</a>		
経営法人	株式会社ポピンズ		
開設年月日	2008年4月1日		
併設しているサービス	認可保育園 子育て支援センター 一時預かり保育室 病後児保育室		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県浦安市・区域外管轄もあり							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	18	20	24	28	30	30	150	
敷地面積	1555.90㎡			保育面積		17518.18㎡(4・5・6階)		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	定期健康診断(年2回) 定期歯科検診(年2回) 0歳児検診(6か月未満児) 新体重測定(毎月)尿検査(年1回)							
食事	自園給食(昼食・おやつ・補食)							
利用時間	基本保育 7:00-18:00 延長保育18:00-23:00							
休 日	年末年始(12月29日~1月3日) 日曜祝祭日							
地域との交流	駐輪場の高齢者とのかわり・JRの掲示・ホテルとのハロウィン							
保護者会活動	運営委員会・卒園対策委員							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		39	40	79
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	42	3	8	
	看護師	調理師	その他専門職員	その他…子育て支援員
	3	0	1	
				無資格…22名

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	認可…浦安市に申請 休日保育・病後児保育・一時預保育・子育て支援センター…直接施設へ		
申請窓口開設時間	認可…常時だが4月入園だけ指定時期あり		
申請時注意事項	休日保育…保育園在園者が対象 病後児保育…12歳まで利用可		
サービス決定までの時間	認可…浦安市の規定による そのほか…事前面談あり		
入所相談	見学・電話は随時受付		
利用料金	病後児保育…1日2500円 一時預かり…1日利用 2200円 半日利用1100円( )		
食事料金	一時預かり…1日利用300円 半日 200円 午後100円		
苦情対応	窓口設置	あり	
	第三者委員の設置	あり	

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>企業理念：働く女性を最高水準のエデュケアと介護サービスで支援する</p> <p>ポピンズナーサリースクール 目標 人生で最も重要な時期の人間教育を目指します 寛容な人間 聡明で愛情深い人間 探究心の旺盛な人間 グローバル社会で活躍できる人間</p>
<p>特 徴</p>	<p>ポピンズアプローチの教育システムを取り入れた、0歳児からの保育所です。お子様一人ひとりの個性と能力を育て、人生で最も重要な時期の真の人間教育を目指します。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>JR京葉線 新浦安駅 改札から徒歩2分。5階建ての建物の4-6階が保育園になります。1-3階は交番や、図書サービス、観光インフォメーションなど、浦安市の公共の施設があります。保護者の通勤にも大変便利な場所です。</p> <p>《4階 支援センター 一時預かり保育室 病後児保育室》支援センターは、公園のように親子で気軽に遊びに来られる施設です。子育て中の悩み相談なども随時受けています。</p> <p>一時預かり保育室は、定期的なお預かりと、お母さまたちのリフレッシュなどでも月に2回ほど利用ができます。詳細は電話でお問い合わせください。</p> <p>病後児保育室は年齢も幅広く、12歳のお子さままでをお預かりすることが可能です。看護師が常駐しておりますので、安心してお預けください。</p> <p>《5階・6階 認可保育園》長い廊下で0歳から5歳までの保育室がつながっています。毎日お子様たちのにぎやかな声が響いています。6階には広いホールと屋上庭園があり、天候に左右されずのびのびと遊べる場所になっています。小さな畑では夏野菜を育てて収穫を楽しんでいます。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
園長は指導力を発揮し園運営に取り組んでいる
園長は年度初めの会議で大切にしている保育を伝え、心構えなどの共通理解を図っている。とくに保育士が楽しくないと子どもも楽しくなれないとして、安全で楽しい保育に心がけることを伝えている。また、全体ミーティングやリーダー会議で自らの考えを伝え、希望者には個人面談を行い相談等に乗っている。クラスの巡回も随時行い職員や子どもに声かけをしている。職場の人間関係にも配慮し働き易い職場環境を目指している。
保護者との連携に努めている
個別面談は年2回(うち1回は希望制)設定しており、保護者と情報交換をしているが、希望によって随時面談や相談に応じるようにしている。また、保護者懇談会や保護者の代表が参加する運営委員会においても意見交換をして連携を図っている。職員にはできるだけ、保護者に積極的に声をかけるように意識付けをしている。園長は保護者とさらなるコミュニケーションを図りたいと考えている。
園としてSDGSに力を入れて行こうとしている
子どもがSDGSに自然に興味を持てるように働きかけており、廃材を利用してリサイクル、リユースするなど子どもが楽しく興味を持てるように工夫している。プラスチックのゴミを減らせば、魚が間違っって食べることがなくなる、地球にやさしいということを伝えたり、教材をもとに「おにぎり世界を変える」活動を紹介するなどの取り組みを始めている。
さらに取り組みが望まれるところ
必要な情報の全職員への確実な周知を目指している
園の決定事項や連絡事項は毎月の全体ミーティングで確認している。日々の申し送り等は連絡ノートで伝えているが、職員の人数も多く確実な伝達を課題としている。クラスで徹底したり記録を工夫するなど、確実な周知・徹底を目指している。
事業計画は年度途中に実施状況を評価し、確実に推進する仕組み作りが望まれる。
単年度の事業計画が策定され、21項目の具体的な計画が盛り込まれている。事業計画は閲覧し共有しているが、ミーティング等の場で職員に説明することが促される。また、年度途中においても実施状況を把握・評価を行い、成果や課題などを明確にし推進することが望まれる。
経年による棚や玩具の整備を計画している
毎月、園内の安全チェックをリストに沿って行っており、危険箇所や壊れている玩具、故障などを確認している。何か不備があれば本社の修繕部に修理を依頼しており、最近では部屋の間の扉を交換した。開園から10年以上が経過しており、子どもたちが安全安心に過ごせるよう、今後も順次、室内の設備や玩具について整備していくことを計画している。
(評価を受けて、受審事業者の取組み) 施設長着任後初めての審査だったので、過去の歴史を改めて振り返ったり、保護者の生の声が聞くことができ現在の課題やこれからの取組について明確になったことが多く大変良い振り返りの受審となりました。 これをきっかけにさらによりよい保育園を目指して運営に力を入れていこうと思います。 ありがとうございました。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	0	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	1
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 主職員が遵守すべき法令や調理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			0		
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計					1	

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 会社のホームページには企業理念やサービスポリシー、品質方針等を載せ、園のパンフレットには「ナーサリースクール」としての目標も記載している。目標は、「人生で最も重要な時期の人間教育を目指す」と謳い、会社として保育の目指す方向を読み取ることができる。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 会社の目指している保育は職員室や更衣室に掲示し目につくようにしている。月1回のミーティングでは唱和し、意識づけを図っている。サービスポリシーの「寄り添うように」は、保護者対応を事例として伝えたり、子どもの声に耳を傾け信頼される保育になることなど、理念の実現に向けた取り組みを事例を通じて伝えている。年間カリキュラムや月週案に基づいた実践は、毎回振り返り反省をしている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 園の見学時はパンフレットを渡し、入園時には重要事項説明書をもとに、園の目標等を説明している。園の受け付けにも掲示しており、保護者の目につくようにしている。日々の保育実践はクラスだよりや掲示、連絡帳などで伝えている。また、受け渡し時にはコミュニケーションを取り伝えるようにしている。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul> <p>(評価コメント) 会社の5か年計画が策定され毎年更新をしている。園でも保育の5年計画や単年度の事業計画を策定している。年度の事業計画は園長及び主任やリーダー職員等で検討・作成し、年度末には実施状況を確認し、事業報告書としてまとめている。なお、単年度に力を入れて取り組むことを、重要課題として盛り込むことも検討されたい。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>□ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 単年度の園の事業計画の策定にあたり主任やリーダー職と相談している。策定された事業計画は職員が閲覧できるようにしている。なお、事業計画はミーティング等の場で職員に説明することや、年度途中においても実施状況を把握し評価を行い、成果や課題などを確認し、取り組むことが促される。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 園長は年度初めの会議で体制の確認をするとともに園の保育について話している。大切にしていることは、保育士が楽しくないと子どもも楽しくなれないとして、安全で楽しい保育に心がけることを伝えている。また、全体ミーティングやリーダー会議に参加したり、希望者には個人面談を行い相談等に乗っている。クラスのラウンドも随時行い職員や子どもに声かけをしている。職場の人間関係にも配慮し、必要に応じて間に入り、働き易い職場環境を目指している。</p>

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
(評価コメント) 学習システムがあり虐待に関する内容や情報管理等について、職員各自が何度も実施したり振り返ることもできる。また、会社として行動規範も整備されており、身なりや笑顔等のマナーも盛り込まれている。保育士としての倫理等は新人研修で理解を深めている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 会社として人事方針があり人事を計画的に実施している。業務分掌も整備され職員の役割が明確になっている。人事考課は会社で統一し目標管理の仕組みを導入している。全社の目標や重点課題を踏まえ、職員は年初に設定した目標に対し自己評価を行い、園長が年3回面談し取り組みを確認したり助言をしている。年度末には評価をし結果をフィードバックし、処遇にも反映させている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 勤怠管理システムがあり職員の有給休暇や時間外労働の状況は園長が把握できている。休暇を取りやすくするためフリーの職員を配置し必要なクラスに入れるようにしている。働き方も多様であり時短勤務の職員がいたり、育児休暇も取得を促しており現在3名が利用している。職員からの相談は園長や主任、リーダー職員が受けている。メールやコミュニケーションアプリからも相談に乗っている。ストレスチェックも実施し産業医と面談できる体制がある。親睦会もあり会社から補助がでていたり、直営保養所もあり研修で利用されている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
(評価コメント) 本部の研修体制が整備され職種や職位ごとに年間計画が作成されている。園ではこれまでの受講状況や現在の力量に合わせ、職員を研修に派遣している。外部研修ではキャリアアップ研修を、在職年数や経験年数を踏まえ職員が受講できるようにしている。園内研修は外部研修の報告会などを中心に毎月実施している。新人職員にはメンターが付きOJTを中心に指導・教育を行っている。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
(評価コメント) 本社において年1回園長研修があり、権利擁護に関する研修等を受講しており、職員会議では「言葉によって人を傷つけることがないように」と、研修内容をフィードバックしている。学習システムでは児童憲章の冒頭部分などを読み合わせるなど人権への理解を深めている。日常の保育では子どもを尊重しており、午睡や活動に参加したくないときは無理強いはいしていない。不適切な保育を見聞きした場合は、園長・主任が注意をしている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
(評価コメント) 会社の個人情報保護方針が明文化されホームページに掲載されている。方針には、情報の利用・情報の管理・情報の提供・情報の開示等を明示している、職員は入社時に個人情報保護に関する説明を受け誓約書を取り交わし、実習生には打ち合わせ時に口頭で説明している。また、保護者には守秘義務があることを、重要事項として入園時に説明している。		

13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント) 本社が年1回顧客満足度アンケートを実施しており、結果は園にフィードバックされている。そのなかで、気になることや意見等は迅速に対応し、改善したことなど書面で保護者に伝えている。日々の保護者の意向は受け渡し時や連絡帳等で把握に努め、要望等は改善の必要性を検討している。直接の相談は担任や主任が対応し内容により園長が話を聞いている。記録も付けており職員とも共有をしている。相談室もありプライバシーにも配慮している。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
(評価コメント) 意見や苦情を受け付ける体制を整備しており、窓口担当者や解決責任者及び第三者委員を明示し入園時に書面で保護者に渡し説明している。クレーム管理マニュアルも作成され、意見等を受け付けた場合は記録に残し、クラスで解決できなければ主任や園長が対応することになっている。意見箱も設置し多様な方法で受け付ける仕組みを設けている。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 保育について年度末に職員が3段階で自己評価を行い、次年度の課題を見出している。全体の評価は職員間で共有し、改善点は掲示し保護者にも知らせている。また、評価が低かった項目は次年度の職員目標としている。月・週の指導計画は週ごとに評価反省を行い次週に活かしている。職員の自己評価を活かし園全体の保育の質の向上に努めていることがうかがえる。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 本社で作成された各種のマニュアルが整備されている。社内で大きな事故等が起きた場合はマニュアルを見直している。園独自の土曜保育や休日保育のマニュアルもあり、リーダー職員が見直している。とくに、乳幼児突然死症候群(SIDS)やアレルギー等の安全に関するマニュアルは、必要な箇所を定期的に見直し確認している。マニュアルは事務室に保管し、いつでも見ることができるようになっている。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント) 問い合わせ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に掲載している。見学は園児の募集が始まる前に人数や時間を決めて行っている。見学は園長・主任・事務が対応し三つ折りのパンフレットや保護者負担金表等を用い説明している。また、本社対応でオンラインでの保育体験もできるようになっている。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント) 重要事項説明書(園のしおり)は入園児面談前に送付している。園を利用するにあたっての基本的なルールなどについては4月の保護者懇談会でも改めて説明しており、質疑応答の時間も設けて、納得してもらえようになっている。重要事項説明書では、法人としての目標や園で行う教育、保育についての説明や園の概要、一日の過ごし方、持ち物一覧、食事、保健衛生、感染症について、非常災害時の対応や個人情報を含む安全管理、年間行事予定など、保護者が知りたいと思う内容を分かりやすく説明している。		



19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画は本社で作成している。全体的な計画には教育、保育の理念方針などが組み込まれているが、本社の計画をもとに、園では園長、主任を中心に検討して、地域や子どもの状況に合わせて内容を変更するなどしている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画をもとに年間指導計画を作成し、月週案に落とし込んでいく。年間指導計画は4月にクラスで作成し、その後経営層が確認している。年間指導計画は4期に分けて期ごとに反省をしている。月週案は週ごとの反省、月ごとの反省を行い、毎月25日には翌月の計画を提出することになっている。3歳未満児、特別な配慮が必要が子どもについては個別計画を作成しており、3歳以上の子どもについては成長記録を作成している。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
(評価コメント) 絵本、ままごと、粘土などの机上遊びなどコーナーをつくり、子どもが自由に遊び込めるようにしている。玩具は子どもの発達段階に応じて用意しているが、古くなったものもあり、今後少しずつ改善したいと考えている。登園後9時までは自由遊びの時間としている。5歳児の年間指導計画においても、「予想される子どもの姿」には「自分たちで考えたり、工夫したりする」との記述があり、子どもの主体性を尊重した保育を実践するようにしていることがうかがえる。		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
(評価コメント) 近隣5か所ほどの公園は、アスレチック、広場、季節の花が見られる場所や木の実や落ち葉が拾える公園、交通公園などがあり、その日の目的によって行き先を変えて利用している。園では金魚やエビ、カブトムシやかたつむりも飼育しており、子どもたちが自然に触れることができるようにしている。また、ハロウィンには地域のホテルからチャペルを貸り、予め預けたお菓子を配ってもらうなどの協力を得た。最寄り駅の駅長や副駅長との交流もあり、駅に子どもの塗り絵を飾ってくれることもあるなど、園は地域に根付いていることがわかる。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもとの交流が行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 子ども同士のトラブルについては、双方の気持ちをよく聞くようにしながら、解決につなげるようにしている。順番を守るなどのルールは、電車ごっこなどの遊びの中で、牛乳パックでつくったイスを並べて「ここで座って待とうね」と声かけをしたり、見本を見せるなどして自然に学べるようにしている。年長になると朝の会や帰りの会で役割を持たせるようにしている。異年齢交流については、3歳から5歳の3人グループをつくり、1年間を通して交流の機会を持つようしており、お店屋さんごっこと一緒に参加したり、おやつを一緒に食べることもある。		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 特別な配慮が必要な子どもには個別の指導計画を作成して援助している。他の子どもたちにも理解を得ながら交流しており、看護師が子どもたちに説明をして、いろいろな人がいることを学べるようにしており、子どもたちは自然に関わりを持っている。年数回、市のこども発達センターの訪問があり、アドバイスなどをもらっている。職員も市や県の研修を受講して専門的知識を深めている。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
(評価コメント) 保護者には連絡帳にその日の子どもの様子や特記事項を記載して渡しているが、内容によってはさらに口頭でも伝えるようにしている。口頭で伝える事項については、遅番の職員に引き継ぎ表と口頭で引き継ぎ、保護者に話ができるようにしている。延長保育では、できるだけ自由にそしてゆったりと過ごすことができるよう配慮して援助している。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
(評価コメント) 個別面談は年2回(うち1回は希望制)設定して保護者と情報交換をしているが、希望によって随時面談や相談に応じるようにしている。また、保護者懇談会や保護者の代表が参加する運営委員会においても意見交換をして連携を図っている。コロナ禍で保育参観が難しい状況であるが、運営委員会で保護者から出た意見を受けて、動画配信を行うこととしている。就学に向けては各小学校に早めに保育所児童保育要録を提出して、情報共有を図り、スムーズな小学校移行につなげるようにしている。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
(評価コメント) 内科と歯科の検診をそれぞれ年2回行っている。また、毎月身体測定を行っている。看護師が毎日9時と15時半に各クラスを回って健康観察をしており、ケガや体調不良の子どもがいる場合は随時対応している。看護師は毎月ニュースレターで健康に関する事項を保護者に知らせている。乳幼児突然死症候群(SIDS)については乳児は5分おきにタイマーを設定して確認し記録しており、保護者に向けてはポスターを掲示して周知を図っている。看護師及び職員は日々子どもの状態をよく見て、虐待の兆候などを見逃さないように努めている。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
(評価コメント) 看護師が毎日9時と15時半に各クラスを回って健康観察をしている。ケガや体調不良などがあつた場合は、クラス担任がPHSで看護師に連絡を取っており、状況に応じて保護者に連絡を取るとともに、嘱託医への連絡や救急車要請など適切に対応できるようにしている。コロナ禍により、登園の基準も変更しており、発熱後24時間は自宅で様子を見ることとし、保護者には手紙でいねいに説明を行った。その他の感染症については重要事項説明書に一覧を掲載し、登園のめやすや登園許可について説明している。		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)食育計画に沿って、子どもが食への関心を持てるよう取り組んでいる。屋上ではとうもろこしや、じゃがいも、ピーマンなどを育てており、子どもがとうもろこしの皮むきをして、ひげの部分をはぎ茶にして飲むなどの体験をした。また、各地の郷土料理を提供したり、冬至にはかぼちゃ、お彼岸にはぼたもちを出すなど季節や行事を大切に食事やおやつを考えている。食物アレルギーについては、毎月別途献立表を作成して保護者に確認してもらい対応しており、提供にあたってマニュアルに沿ってトリプルチェックを実施している。栄養士は子どもの食べる様子を見て、切り方が大きかったために残す子どもが多い場合は、次回は小さく切るなど工夫しながら子どもたちが無理なく食べることができるようにしている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)床暖房により、子どもたちが冬でも快適に過ごせる環境である。コロナ禍の現在は特に換気には注意しており、12時、15時、17時には窓を全開放している。玩具の消毒は0歳児の玩具については、遊びが終わるたびに行い、1歳児の玩具は午睡の時間に行っている。手洗いの仕方については、子どもに向けてオンラインで洗剤会社の講習を受けた。棚の上に落下しそうなものはないか、危険なものがないかなどは園長や主任が巡回して確認し、対応している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)ビルの中にある保育園であり、ビルの警備員が常駐しているが、園としても外部の人の侵入を避けるために、重要事項説明書にて、来訪時にはテレビモニターで一人ずつ確認してからオートロックを開錠する旨を記載している。また、降園時は、連絡がなく別の人が迎えに来た場合は、確認が取れるまで引き渡さないなどの対応をして安全確保に努めている。毎月安全チェックを行っており、危険箇所や壊れている玩具、故障などを確認して、何かあれば本社の修繕部に修理を依頼しており、最近では部屋の間の扉を交換した。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)園として、毎月、火災や地震を想定した訓練を実施しており、年3回は予告なしの訓練を行っている。また、園が入っているビルとしての避難訓練も年2回ある。緊急連絡安否確認システムや災害伝言ダイヤルテストも実施している。重要事項説明書に非常災害の時の対応について記載があり、保護者にも説明している。備蓄は子どもの数の3日分として、缶詰、水、スープ、お菓子などを用意している。粉ミルクやオムツも余分に用意している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)市を通してイベント案内をしており、地域の子育て家庭に園庭を開放して、どろんこ遊びや水遊びを楽しんでもらっている。コロナ禍においては、来園する親子の数を10組から5組に減らして、遊び場を貸し出した。また、発育相談や栄養相談なども行い、地域の子育て家庭を支援している。保護者等に対しては、音楽会など地域のイベントのポスターを掲示するなど情報提供をしている。</p>		